



【(独) 自動車事故対策機構と同時発表】

平成29年5月29日
自動車局技術政策課

～平成28年度自動車アセスメントの評価結果を公表します～

- ・平成28年度に試験を実施した自動車の衝突安全技術や被害軽減ブレーキ等の予防安全技術の安全性能評価結果等が今般まとまりましたので、公表します。
- ・平成28年度より「対歩行者被害軽減ブレーキ」の評価を追加し、予防安全性能評価としては22車種の評価を行いました。また、衝突安全性能評価においては、スバル「インプレッサ/XV」が日本初となる歩行者保護エアバッグの性能評価試験を受けたことにより、これまでの最高得点を超え、衝突安全性能評価大賞及び特別賞を受賞しました。

<平成28年度自動車アセスメント評価結果のポイント>

○予防安全性能評価（別紙1参照）

～被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術の評価（71点満点）～

- ・軽自動車（5車種）、乗用車（17車種）の計22車種の評価を実施
- ・平成28年度からは、対歩行者被害軽減ブレーキの評価を追加

※予防安全装置は、ドライバーを補助するシステムであり、万能ではありません。気象条件や周囲の環境、路面状態等によってはシステムが作動しない場合や十分な効果を発揮しない場合があります。

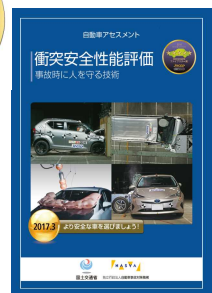


○衝突安全性能評価（別紙2参照）

～衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価（208点満点）～

- ・軽自動車（2車種）、乗用車（7車種）の計9車種の評価を実施
- ・6車種が最高ランクのファイブスター（★★★★★）賞を獲得
- ・この中で、歩行者保護エアバッグ※1を搭載したスバル「インプレッサ/XV」が199.7点を獲得、これまでの最高得点(189.7点)を10.0点上回り、衝突安全性能評価大賞※2及び特別賞※3を受賞

- ※1 歩行者保護エアバッグは、歩行者との衝突を検知した場合、ピラーやフロントガラス下部などの硬い部分を覆うようにエアバッグが展開し歩行者の頭部への衝撃を緩和します。
- ※2 衝突安全性能評価大賞とは、衝突安全性能評価ファイブスター賞対象車種のうち、衝突安全性能評価の得点がこれまでの最高得点を超えるものが該当します。
- ※3 衝突安全性能評価特別賞とは、衝突安全性能評価対象車種のうち、特筆すべき安全装置を初めて備える車種と認められるものが該当します。



○チャイルドシート安全性能評価（別紙3参照）

～前面衝突時の安全性（優・良・普・推奨せず）や使用性（25点満点）を評価～

- ・乳児・幼児兼用チャイルドシート（6製品）、幼児専用チャイルドシート（1製品）の評価を実施
- ・前面衝突試験で「優」の評価を得たものは、タカタ「Child Guard 1.0（幼児用）」及び、ピジョン「Cupio（乳児用）」、使用性評価試験で高い評価を得たものは、カーメイト「エールベベ・クルット4s」



※評価結果の詳細については、以下のホームページでもご覧いただけますのでご参照ください。

独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）<http://www.nasva.go.jp/mamoru/index.html>

【お問い合わせ先】

国土交通省 自動車局 技術政策課 山村 井上
電話：03-5253-8111（内線：42253）
直通：03-5253-8591 FAX：03-5253-1639

自動車アセスメント事業とは

国土交通省と独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）では、自動車等の安全性能の評価・公表を行うことによって、車に乗る人が安全な車選びをしやすいように、そして車を作るメーカーのより安全な車の開発を促進するために自動車アセスメント事業を実施しています。

自動車アセスメントは、予防安全性能評価（被害軽減ブレーキのような事故を未然に防ぐ技術の評価）、衝突安全性能評価（衝突時の乗員や歩行者の安全性を評価）及びチャイルドシート安全性能評価（前面衝突時のチャイルドシートの安全性等）を行っています。



（対歩行者被害軽減ブレーキ試験の様子）



（予防安全・衝突安全・チャイルドシートの各評価結果のパンフレット）



（前面衝突試験の様子）



（予防安全性能評価マーク）



（衝突安全性能評価
ファイブスター賞マーク）



（ISO-FIX チャイルドシートマーク）

平成 28 年度自動車アセスメント事業における「事故自動通報システム」の紹介について

自動車アセスメントでは、自動車等の安全性能評価の他、車両の安全性に関する情報提供を行っています。近年、エアバッグが展開するような大きな交通事故が発生した時に本人や目撃者の代わりに自動車から自動的に事故が発生した地点等を通報することができる「事故自動通報システム」を備えた自動車販売されています。

このような「事故自動通報システム」については、一般的にあまり知られていないことから、まずは「周知のための情報をパンフレット等にまとめ、この情報を活用して周知活動を行う」としてあります。

